

議員案第 28 号

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復
措置を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年9月17日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

村上 ようすけ

水 上 洋 志

片 山 かおる

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復
措置を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。本件引下げについて、29都道府県で1,027人の原告が取消しを求めて提訴したところ、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

本来、法治国家として、国は司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずである。しかし、国は最高裁判決から既に2か月が経過しているにもかかわらず、いまだ同訴訟の原告を始めとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置を採らず、違法状態を放置している。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第25条）及び個人の尊厳（憲法第13条）を侵害され続けている状態にある。最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を、一刻も早く行うことが切実に求められている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行うべきである。

よって、小金井市議会は、国及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 全面解決のために、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うこと。
- 2 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
- 3 違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第 29 号

小金井 3・4・11 号線外と小金井 3・4・1 号線を「優先整備路線」
としないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 17 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

岸 田 正 義

渡 辺 大 三

小金井３・４・１１号線外と小金井３・４・１号線を「優先整備路線」としないことを求める意見書

２０１６年３月策定の「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において、「小金井３・４・１１号線外」及び「小金井３・４・１号線」(以下、「小金井２路線」という。)が「優先整備路線」に選定され、小金井市議会は、「小金井２路線」が、国分寺崖線、野川及び武蔵野公園を分断することから、選定の見直しを求め、事業化を前提としない意見交換、話し合い、地元への十分な配慮などを趣旨とする１２件の意見書を都に送付してきた。

小金井市は、２０１９年１０月に「都市計画道路３・４・１１号線については建設の是非も含め、市民の理解の進展が十分であるとは言えない状況であり、現時点では事業化に賛同いたしかねます」との要望を都知事宛てに行った。「小金井２路線」について、現在でも市民の理解は進んでいるとは言えない状況である。

小金井市は、２０２２年策定の「第５次小金井市基本構想・前期基本計画」において、国分寺崖線(はけ)に代表されるみどりと水に恵まれた豊かな自然は、地理的・歴史的に形成されたものとしており、市議会は、「第５次基本構想に基づき、国分寺崖線の緑と自然の保全を求める決議」を可決した。そして同年策定の「都市計画マスタープラン」では「社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して、都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます」とした。

「小金井２路線」をめぐるのは、この１０年間、重要な変化があった。まず、優先整備路線の「主な選定理由」の根拠であった交通量増加傾向の将来予測について、交通センサスでも減少傾向が明らかになり、選定の緊急性が失われている。

次に、都は２０２３年に「東京都生物多様性地域戦略」を策定し、２０３０年までに生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せるとし、崖線については「東京の緑の骨格」として保全の重要性が強調された。そもそも「小金井２路線」予定地とその周辺は、自然再生推進法により東京都で唯一、自然再生協議会が活動する地域である。約２０年間の都と市及び市民の協働の取組であり、都市部における生物多様性回復の推進地域となっている。

さらに、気候危機が深刻化したことで都市の緑化の重要性も更に増し、身近な里山的自然の大切さが市民に強く意識され、まちづくりにおける重要性も高まっている。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、「小金井２路線」について以下の事項を求めるものである。

- １ 「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)」において、「小金井３・４・１１号線外」及び「小金井３・４・１号線」を「優先整備路線」としないこと。
- ２ 東京都と小金井市において、交通量の推移、生活道路の危険解消などの「道路の必要性」と、動植物、生物多様性、湧水及び地下水などへの影響についての調査・分析、評価などの再検証及び建設の是非を含めた丁寧な協議を行うこと。
- ３ 市議会の意見書が示す「道路の必要性」と「環境負荷」の両面について、市民に誠実かつ丁寧な説明を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

東京都知事様

議員案第30号

次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）から外国人を排除
することをやめることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年9月17日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

片 山 かおる

森 戸 よう子

次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）から外国人を排除
することをやめることを求める意見書

文部科学省は2025年6月26日、博士課程の学生に年間で最大290万円の経済支援を行う「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（以下「SPRING」という。）を見直し、このうち最大240万円の生活費相当額の支給対象を日本人に限定し、留学生を除外することを決定し、同日に開いた有識者会議で方針を示して追認された。日本人に関しては、経済的な理由や職業の不安定さから、博士課程に進む学生が少ない問題を解消することを目的に、「必要最低限の研究奨励費は支給する」とし、留学生に支給しない理由に「私費での留学が多い」ことなどを挙げた。

現在は博士課程への進学を促すため、一人に対し、年間最大290万円を支援している。このうち生活費に相当するものは、日本人の学生、留学生共に同240万円を支援する「研究奨励費」である。見直しは2026年度から一部を始め、2027年度にかけて実施する予定だが、2024年度の受給者1万564人のうち、4,125人（全体の4割）を外国人が占めている。

文部科学省は、SPRINGの元々の趣旨は日本人の博士課程への進学の支援だと説明している。しかし、文部科学省はこれまで「大学教育の国際化」として留学生の受入れを推進し、SPRINGの公募要領では、「より多様な国・地域、特にASEAN諸国からの受入れ」を強調していた。また、昨年3月の「博士人材活躍プラン」にも、支援を日本人に限定する方針はない。

海外では、数十万人の留学生の受入計画を持ち、理科系の博士課程には、給与又は給付型の奨学金を支給している。日本においては、留学生が博士課程に進学する上での経済的サポートは十分に整備されているとは言えない。そのような中でSPRINGの生活費支援から留学生を排除する見直しの決定は、世界的な人材獲得競争において日本が今以上に不利になりかねない。

文部科学省の方針は、国籍を理由とした差別であり、研究の質や将来性は国籍に左右されるものではない。日本で生まれ育った外国籍学生も排除される危険があり、これは、人権を保障する憲法や国際人権規約の平等原則に反する。

よって、小金井市議会は、政府に対し、日本の学問研究の発展と優秀な人材の育成及び憲法と国際人権規約等の観点から、SPRINGから外国人を排除することをやめることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
外務大臣 様
文部科学大臣 様

議員案第 31 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 17 日提出

小金井市議会議員

清 水 学

沖 浦 あつし

吉 良 のりこ

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て支援、人口減少下における地域活性化、DX推進、脱炭素化、物価高騰対策など、多岐にわたる新たな役割が求められている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、2026年度予算及び地方財政の検討に当たり、以下の措置を行うよう強く求めるものである。

- 1 子育て支援、地域医療、介護、生活困窮者支援など、高まる社会保障ニーズに対応し、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に人材確保に向けた財政支援を講じること。
- 2 自治体業務システムの標準化に伴う移行、改修及び運用経費への財政補填を行うこと。
また、氏名の振り仮名追加、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担増にも、十分な支援を行うこと。
- 3 地域公共交通の活性化に向け、運転手不足による減便の現状を改善し、公共交通の維持・充実に必要な施策を講じること。
- 4 目標設定が明確でない事業、費用対効果が将来的に見込まれない事業については、人的資源の有効利用のために見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様
デジタル大臣様
内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策担当)様

議員案第 32 号

学校、保育所等における香害及び化学物質過敏症対策を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 17 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

藤 川 賢 治

片 山 かおる

森 戸 よう子

学校、保育所等における香害及び化学物質過敏症対策を求める意見書

香料入り洗剤及び柔軟剤などの、身近な生活用品から発せられる人工化学物質により、頭痛、吐き気、倦怠感及び呼吸困難などの症状が引き起こされるケースが増加し、社会問題となっている。

小金井市議会は、令和6年第1回定例会において、「香害による健康被害の実態調査と実効性のある施策の推進を求める意見書」を全会一致で可決し、政府に送付した。その中で、実態調査や成分表示などを求めたが、いまだ国において対応されていない。

最近では、抗菌消臭成分を配合した製品による香害も増え、全国で患者数が100万人以上と推計され、化学物質過敏症の発症の契機と指摘されている。とりわけ、成長過程にある子どもたちにとって、化学物質への暴露は将来的な健康リスクの要因となるため、学校や保育所等の環境における予防的対応が極めて重要となる。

2024年度に、日本臨床環境医学会の環境過敏症分科会及び室内環境学会の分科会が、全国約1万人の未就学児や児童生徒を対象に行った、「子どもの『香害』及び環境過敏症状に関する実態調査」の結果では、香害による体調不良を起こしたことがある子どもの割合は、未就学児2%、小学校低学年7%、高学年11%、中学生13%と年代が上がるに従って増える傾向にあり、約2%は香害のために登園・登校を嫌がる傾向にあることが判明した。

教育機関には、全ての子どもたちの心身の健康を守り、「学ぶ権利」を保障する責任がある。「新しいシックスクール問題」と言える、香害による健康障害から子どもたちを守るため、学校や保育所等を香害のない空間に整備することは重要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、子どもたちの健康を守るため、以下の事項に取り組むよう要望するものである。

- 1 化学物質過敏症（香害を含む）に関する全国的な実態調査を実施し、教育現場等における影響の把握と、科学的データに基づく施策の基盤整備を行うこと。
- 2 学校、保育所等において、香料、抗菌消臭成分入り洗剤、柔軟剤及び香料製品の使用を控える指導を明文化すること。
- 3 教職員、保護者及び児童生徒への教育、啓発活動を行い、香害の健康影響に関する理解を促進すること。
- 4 「学校環境衛生基準」に香害対応項目の追加を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議員 齋藤 康夫

内閣総理大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣（こども政策）様

議員案第 33 号

消費税減税を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴
渡 辺 大 三

消費税減税を求める意見書

参議院議員選挙では、物価高騰対策が大きな争点になったが、野党はそろって消費税の減税・廃止を主張した。直ちに消費税の減税・廃止に向けた真剣な議論を開始する必要がある。食料品を始め、あらゆる物が値上がりしているからこそ、毎日の買い物にかかる消費税の負担を減らすことが、もっとも効果的な暮らしへの応援になる。

参議院議員選挙後の毎日新聞の世論調査（7月26日、27日実施）では、物価高騰対策として「消費税減税を重視した」が49%であり、「現金給付」の16%を大きく上回った。そして、参議院議員選挙の結果を受けて、政府・与党は消費税の減税案を受け入れるべきかという問いに対し、「受け入れるべきだ」と答えた人は58%に上る。参議院議員選挙の候補者アンケートでは、当選者の6割超が消費税の減税・廃止を主張していることが判明している。

また、産経新聞とFNNの世論調査では、「全ての消費税率を5%に下げるべきだ」が32.9%で最多となり、「食料品の消費税率をゼロにすべきだ」の28.0%、「消費税は廃止すべきだ」の14.2%と合わせると、消費税の減税・廃止の声は75.1%に上る。

よって、小金井市議会は、政府に対し、消費税減税を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様

議員案第 34 号

選挙時の法定ビラの配布方法の規制緩和を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 18 日提出

小金井市議会議員

ながとり 太郎

藤 川 賢 治

た ゆ 久 貴

渡 辺 大 三

選挙時の法定ビラの配布方法の規制緩和を求める意見書

選挙運動用ビラ（以下「法定ビラ」という。）の配布については、従来、国政選挙や市長選挙では認められていたが、マニフェスト選挙やインターネット選挙解禁の流れを受け、2019年3月より都道府県議会議員選挙や市議会議員選挙においても、2種類以内及び一定枚数の配布が認められた。法定ビラは、有権者が候補者の政見・公約等を知る上で貴重な情報源である。

しかし、配布できる場所は、選挙事務所、個人演説会会場及び街頭演説の場所に限り、方法は手渡し又は新聞折込とされ、ポスティングや店舗・施設等に預けての配布は認められていない。また、街頭演説の時間帯は、午前8時から午後8時までとされているため、これ以外の時間帯は街頭演説の標記を掲示していたとしても、街頭で法定ビラを配布することはできないと解されている。

法定ビラについては、作成費用が公費で賄われ、枚数が制限されているため、配布場所・時間・方法を緩和したとしても、無償の運動員によって配布される限り、選挙運動費用が増加することにはならないと考えられる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、選挙時の法定ビラの配布方法の規制緩和を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

議員案第 35 号

小金井市電気料金負担軽減給付金を支給する条例

地方自治法第 112 条及び小金井市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 22 日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴

水 上 洋 志

森 戸 よう子

(提案理由)

電気料金を補助し、物価高騰から市民生活を守るため、本案を提出するものであります。

小金井市電気料金負担軽減給付金を支給する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、物価高騰から市民生活を守るため、低所得者等に対し電気料金の負担を軽減する給付金を支給するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「電気料金負担軽減給付金」(以下「給付金」という。)は、前条の目的を達するために、小金井市(以下「市」という。)が支給する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、令和8年1月1日(以下「基準日」という)において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和8年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯(同一世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和8年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯(以下「均等割非課税世帯」という。))
- (2) 令和8年度分の市町村民税均等割のみ課税である世帯(前号に掲げる均等割非課税世帯以外の世帯であって、令和8年度分の市町村民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対しては、給付金を支給しない。
 - (1) 令和8年度分の市町村民税所得割が課されている者の扶養親族のみで構成される世帯
 - (2) 租税条約の免除の適用の届出によって、市町村民税所得割を課されていない者を含む世帯

(支給額)

第4条 給付金の額は、1世帯につき5,000円とする。

(申請・受給権者)

第5条 給付金の申請・受給権者は、第3条における支給対象者とする。ただし、支給対象者が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者が新たに当該世帯

の世帯主となった場合は、新たに世帯主となった者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、配偶者又はその他親族等からの暴力を理由に市に避難している者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより申請をしなければならない。

(プッシュ型給付)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、第3条第1項各号のいずれかに該当する支給対象者であることを確認できる者であって、市長が別に定めるものに対し、プッシュ型給付（支給対象者からの申請によらず、給付金の支給をすることをいう。）に係る申込みを行い、給付金の支給を行うことができる。

- 2 市長は、市長が別に定める期限までに、前項の申込みを受けた者から支給辞退の届出がない場合は、遅滞なく支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。

(申請期限等)

第8条 給付金の申請受付開始日は、令和8年8月1日とする。

- 2 前項の規定による申請の期限は、令和8年12月28日とする。

(決定)

第9条 市長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査し、支給を決定した場合は、市長が別に定めるところにより申請者に対し給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、給付金の実施に当たり、支給対象者の要件、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

- 2 市長は、給付金の支給を受けた者が修正申告等により第3条に規定する支給対象者でなくなった場合は、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(有効期限)

- 2 この条例は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、第11条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。